

平成22年11月30日(火)

於・特許庁16階特別会議室

# 産業構造審議会知的財産政策部会

## 第33回特許制度小委員会

### 議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成22年11月30日(火)8:30~10:30

2. 場 所： 特許庁特別会議室(特許庁庁舎16F北側)

3. 出席委員： 大淵委員長、片山委員、鎌田委員、亀井委員、澤井委員、高部委員、竹田委員、  
茶園委員、長岡委員、野坂委員、前田委員、守屋委員、山本和彦委員、山本晃司  
委員

4. 議 題： 開会

特許制度に関する法制的な課題について(報告書案)

閉会

## 開 会

委員長 おはようございます。

まだ若干いらしていない方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会第 33 回特許制度小委員会を開催いたします。本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員、渡辺委員が所用のため御欠席と伺っております。また、岩井特許庁長官が所用のため途中、御退席されます。

本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は「特許制度に関する法制的な課題について（報告書案）」でございます。

まず事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

事務局 配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料 1 「特許制度に関する法制的な課題について（報告書案）」でございます。不足等ございませんでしょうか。

委員長 よろしいでしょうか。

### 特許制度に関する法制的な課題について（報告書案）

委員長 早速でございますが、議題に入らせていただきます。

最初に、「特許制度に関する法制的な課題について（報告書案）」について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明いたします。

お手元の資料 1 「特許制度に関する法制的な課題について（案）」でございます。1 枚おめくりいただきまして、これまでの開催経緯について最初にまとめております。次に、委員の皆様の名簿をつけております。

その次が目次でございます。前回の論点整理に比べまして、（ 2 ）独占的ライセンス制度の在り方と、（ 3 ）特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁、この 2 つの項目を追加しております。また、内容的に大きな変更があるのは（ 3 ）でございます。職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続の整備については、前回の御議論を踏

まえた報告書（案）の内容という形にしております。

次のページでは、「はじめに」といたしまして、検討の背景を整理しております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページ。最初の活用の促進のグループの1つ目、登録対抗制度の見直しでございます。

まず現行制度の概要について確認した上で、問題の所在といたしまして、登録制度の問題点を整理しています。登録制度を利用することの困難さですとか、主要諸外国との制度不調和について整理しています。また登録対抗制度見直しの必要性が高まってきているという点を整理しております。

次に、2ページです。諸外国の制度といたしまして、米国、ドイツにおいては当然対抗制度が採用されているという点、フランス、イギリスにおいては悪意者対抗制度が採用されていることを確認しております。

3ページ、4．対応の方向でございます。以下の点を踏まえて登録対抗制度を導入すべきということで、その理由として4つ、政策的必要性、特許権に対する制約性の小ささ、特許法上法定実施権が既に認められている点、デューデリジェンスが実務上定着している点を整理しております。

5．は、具体的な制度設計に係る論点でございます。

(1)は、仮通常実施権にも当然対抗制度を導入するというところでございます。

(2)は、通常実施権を第三者に対抗できる場合に、ライセンス契約の承継をどうするかという点でございます。ライセンス契約の多様性にかんがみまして、個々の事案に応じて判断することができるように、特許法では特段の規定を設けないということで整理しております。

次に(3)、これは論点整理からの追加になりますけれども、サブライセンスでございます。サブライセンスについては、法律上は特許権者から直接サブライセンシーに対して通常実施権が許諾されたと整理されますので、当然対抗制度を導入することによってサブライセンシーの保護も適切に行うことができると整理しております。

(4)は、破産の場合の破産管財人の解除権の制限ですとか、譲受人の取引の安全について整理しております。

(5)、(6)でございますが、確定日付と告知義務でございます。これらはいずれも必要ないということで、論点整理の方向性で整理しております。

6ページ、(7)は、制度施行前に許諾されていた通常実施権への当然対抗制度の適用

についてでございます。特許権の譲渡自体は制度施行後に起こるわけでございますので、制度施行前に許諾されていた通常実施権についても当然対抗制度は適用されると整理しております。

(8) は、通常実施権の登録制度の廃止でございます。任意の登録制度として設けるかどうかという点でございますけれども、この点については、登録された事項に変更が生じた場合も、その変更が登録に反映されない可能性が高く、登録と実体が乖離することによってかえって問題が起きる可能性が非常に高いということで、任意の登録制度を設けることは問題であるとしております。他方で、確定日付を備えることにより強い証明力を備えることが可能であるという点については、報告書(案)の中で確認すべきであるという委員の御指摘などもいただいておりますので、この点について触れております。

(9) は、通常実施権の移転等の第三者対抗要件でございます。通常実施権の二重譲渡のようなケースでは、民法の指名債権に係るルールに基づいて処理されるので、特許法で手当てをしないということでございます。

(10) は、現行法の登録を備えた通常実施権者を対象とする規定の扱いでございます。中用権や延長登録出願については、登録を備えていない通常実施権者にも権利を認めるということでございます。また、無効審判請求の通知などについては、特許権者からの連絡等によって対応していただくということで整理しております。

次に8ページ、(11) 特許権の放棄などに係る通常実施権者等の承諾についてでございます。この点につきましては、通常実施権者の自由実施の継続が妨げられない場合には承諾を不要とし、他方で実施の継続ができなくなるおそれがある場合には、実施の継続を確保するための措置を講じた上で承諾を不要とするということでございます。具体的な内容については、9ページに、これまで御議論いただいた中身を整理しております。

6. は、実用新案法の取扱いについてでございます。当然対抗制度については、実用新案法につきましても、同様の扱いをすべきであると整理しております。また、10ページ、(2) でございます。8ページの(11) の論点との関係で、特許出願から実用新案登録出願に変更するときに、仮通常実施権を引き継ぐという手当てをする必要から、今回、実用新案法においても仮通常実施権を新たに設けるという手当てが必要であるということでございます。

以上が、登録対抗制度の見直しの論点でございます。

11ページは独占的ライセンス制度の在り方でございます。次の13ページの特許を受け

る権利を目的とする質権設定の解禁と、この2つの論点につきましては、第25回の小委員会において委員の皆様にご議論いただいたのですけれども、制度を施行するには登録制度上の手当てを抜本的に行う必要がありますので、両論点とも対応の方向は同じ書きぶりになっております。

12 ページの3. 対応の方向のところでございます。第2パラグラフの3行目以降、制度整備に当たっては、特許庁における業務システムの広範な改造が不可欠であるところ、現在、特許庁では「業務・システム最適化計画」により新たなシステムの構築を進めていることにも留意すべきである。このような特許庁におけるシステム構築の状況を踏まえ、独占的ライセンス制度の在り方については、改めて検討を行うことが適当であると整理しております。

この扱いについては、13 ページの特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁についても同じ整理をしております。具体的な記載は14 ページの最後でございます。

以上が活用の促進でございます。

15 ページ以降が紛争の効率的・適正な解決のグループでございます。6つの論点を整理しております。

初めに、ダブルトラックの在り方でございます。これは特許の有効性に関する判断が無効審判ルートと侵害訴訟ルートの2つのルートで行われるという点についての論点でございます。15 ページの(2)で現行制度の現状を確認した上で、19 ページで問題の所在を整理しております。

まず(1)として、両ルートにおいて判断齟齬が生じる点や、それに伴う制度の公平性に問題がある点、(2)両ルートで重複して争うことによる社会経済的な効率性の点、(3)特許権者の手続き負担、(4)両ルートの制度的特徴、(5)裁判所における技術専門性についての懸念、(6)特許権侵害訴訟で無効と判断される事例が多いことから権利行使を躊躇する場合があるという点、これらの指摘について整理しております。

21 ページでは諸外国の制度を整理しております。

22 ページの対応の方向としては、無効審判等の審決確定の遡及効に係る主張を制限して再審による紛争の蒸し返しを防止することと、無効審判の更なる審理の迅速化等進行調整の運用の改善を図ることが必要であるとしつつ、その上で、第2パラグラフに書いておりますような点を踏まえまして、現行どおり両ルートの利用を許容することとすべきであると整理しております。

次に、23 ページの再審の取扱いでございます。問題の所在としては、23 ページの下から 2 行目でございますが、特許権侵害訴訟においては、当事者には特許の有効性及びその範囲について、互いに攻撃防御を尽くす十分な機会と権能が与えられている。それにもかかわらず、後の無効審判や訂正審判等の結果によって損害賠償金を返還しなければならないとか、一度支払う必要がないとされた損害賠償金を改めて支払うことが必要になるといった事態が発生するということは紛争の蒸し返しになりますので、特許権侵害訴訟の紛争解決機能ですとか、企業経営の安定性等の観点から問題があるのではないかとということでございます。

25 ページで諸外国の制度を整理した上で、27 ページで対応の方向でございます。まず再審を制限することの必要性について、法的安定性が非常に害されているという点などをあげております。また許容性としては、104 条の 3 によって攻撃防御を尽くす機会が既に与えられている点を中心に整理しております。

28 ページ、( 2 ) 再審を制限する方法でございます。この点については、再審を制限する方法として ) が適切としているわけでございますけれども、具体的には、確定審決の遡及効に係る主張を先に確定している特許権侵害訴訟判決との関係で制限する方法が適切であるという整理をしております。

また、( 3 ) としまして、再審を制限する範囲でございます。 ) が適切であるとしておりますけれども、具体的には、無効審判または訂正審判を請求した時期にかかわらず、特許権侵害訴訟の判決確定後に確定した無効審判及び訂正審判の審決確定の遡及効に係る主張を制限することが適当であると整理しております。

5 . 以下は論点整理のときと内容は同じでございます。

無効審決が確定した場合等には、差止めは解除されるべきであり、その手段として請求異議訴訟を提起することが考えられるというのが ( 1 ) でございます。

( 2 ) は、未だ損害賠償金の支払いがなされていない場合についても、再審請求は認めないということでございます。

( 3 ) は、上告受理申立て等の制限でございます。30 ページの 4 行目、「したがって」のところですが、判決確定後に確定した審決の遡及効に係る主張のみを制限することで十分であり、事実審口頭弁論終結後、判決確定前に確定した審決の遡及効に係る主張を制限する必要はないと整理しております。

( 4 ) は、延長登録無効審判との関係でございます。31 ページ、 の第 2 パラグラフ

ですが、延長登録の有効性についても特許権侵害訴訟で争えることを明らかにする立法的な手当てをするとともに、併せて延長登録無効審決確定の遡及効に係る主張も制限するというところでございます。

(5)は、刑事訴訟法の再審事由との関係ですが、人権保障を目的としておりますので、遡及効に係る主張は制限しないということでございます。

(6)の補償金請求訴訟との関係では、侵害訴訟の場合と同様に、遡及効に係る主張を制限すると整理しております。

(7)は、仮処分、仮差押えとの関係でございます。33 ページですけれども、仮処分との関係で確定審決の遡及効に係る主張を一律制限した場合には、 のケースのみ、仮処分命令に基づく差止めについて債権者が損害賠償請求をされず、また債務者から間接強制金を受け取っていてもこれを不当利得として返還しなくてよいという妥当な結論を導くことができるので、仮処分との関係でも確定審決の遡及効に係る主張を一律制限すべきであると整理しております。

次に、実用新案法についての対応でございます。

まず無効審決については、実用新案法についても再審によって蒸し返が生じる可能性がありますので、遡及効に係る主張を制限することが適当だと整理しております。

また訂正の場合も、蒸し返しの問題が生じるということで、同様の手当てが必要であると整理しております。

次に 35 ページ、無効審判ルートにおける訂正の在り方でございます。

まず現行制度の概要といたしまして、(1)で現行制度制定までの経緯について確認をした上で、(2)で現行制度について整理しております。

問題の所在でございますけれども、実体的な判断が示されることなく裁判所と特許庁の間で事件が往復するという、いわゆるキャッチボール現象の問題について整理しております。

対応の方向につきましては、論点整理のときに御議論いただきましたので、それを踏まえて整理しております。

まず、3.(1)の第2パラグラフですが、審判請求から口頭審理までは現行制度と同様に審理を進め、「審決をするのに熟した」と判断されるときに、審判合議体は判断を当事者に開示する手続(例えば、名称を「審決予告」とする。)を行う。「審決予告」は現行制度の審決と同内容として、特許権者が「審決予告」中に示された審判合議体の判断を



踏まえて訂正請求をすることができるようにする。これにより、この訂正機会は現行制度において審判合議体の判断が示される一次審決を踏まえての訂正機会に対応したものとなるということでございます。なお書きでは、訂正の機会を与える必要がないと考えられるケースを書いておりますが、これは論点整理のときと同じでございます。

次に、37 ページの下から2行目でございます。「審決予告」に対する訂正請求以降は、現行制度における無効審判の審理再開後に最初になされる訂正請求以降の審理手続と同様に進める。その後、再び「審決をするに熟した」と判断されるときには、原則審決を出すが、合議体の判断を開示して訂正の機会を与えることが適切な場合には審決予告を行うということでございます。具体的には脚注46でございますけれども、例えば、審判請求人が審判請求時に申し立てていたが、先の審決予告に記載されなかった無効理由によって、再び「審決をするのに熟した」ときに無効の心証となった場合などが考えられるということでございます。

また、39 ページでございます。審決後に審決取消訴訟が提起され、裁判所で審決が取り消されて特許庁に再係属した場合でございます。これも前回、御議論いただいたところでございますが、現行と同様に審議を進め、原則審決に至るが、合議体の判断を開示して訂正の機会を与えることが適切な場合には審決予告を行うということでございます。

なお、実用新案法についての対応でございますが、実用新案法には訂正審判の制度はございませんので、対応は不要ということでございます。

次に40 ページ、無効審判の確定審決の第三者効の在り方でございます。

現行制度の概要に続き、問題の所在といたしまして、第三者の手續保障の問題と公益上の問題について整理しております。

次に、諸外国の制度について触れた上で、42 ページでございますけれども、対応の方向として、167 条の第三者効については廃止をすべきであるということで整理しております。

また、具体的な制度設計に係る論点として、論点整理のときからの追加がございます。現行の特許法167条は「確定審決の登録があったとき」と規定されていますけれども、登録を要件としているのは一般の第三者との関係に配慮しているためですので、第三者効を廃止する場合には、当事者または参加人のみ確定審決の効果が及びますので、登録の要件は不要ということで削除すべきであると整理しております。

最後に実用新案法でございます。これも同様に第三者効を廃止すべきということで整理

をしております。

次に 43 ページ、同一人による複数の無効審判請求の禁止でございます。

まず、問題の所在として、これを制限することに積極的な御意見と慎重な御意見とを整理しております。

次に、諸外国の制度を整理した上で、45 ページで対応の方向を整理しております。内容的には論点整理のときと基本的に同じでございます。無効審判の紛争解決機能と公益的機能等を総合的に勘案しますと、現行制度を現時点としては維持すべきであるとする一方で、ここに書いてある3つの点なども総合的に考慮して検討すべきという指摘等を踏まえまして、今後、引き続き、無効審判制度の基本的な趣旨、目的等も含めた在り方について検討すべきであると整理しております。

次に 46 ページ、いわゆる部分確定の論点でございます。

この論点については、制度の非常に細かいところに入っていきますので、現行制度の概要や、問題の所在のところに記載を追加して、わかりやすく努めているところでございます。

問題の所在としましては、48 ページでございますけれども、制度の不明確性、制度の一貫性の欠如、49 ページの明細書の一覧性の欠如、こういった問題を整理しております。

対応の方向としましては、論点整理のときと同じでございますけれども、51 ページにありますように、基本的には請求項ごとに扱うということと、(2)の でございますけれども、引用関係がある請求項は一体不可分で扱うとともに、書換えによって引用関係を切った場合には請求項ごとに扱うという原則に戻る。また、明細書の束が発生するような場合は公示の工夫をするという点等を整理しております。

さらに、4. でございます。(1)では、明細書の訂正がいずれの請求項との関係においてなされようとしているのかを審判官が的確に把握する必要がありますので、訂正後の請求項と明細書の各訂正事項との対応関係等について、審判請求書に記載することを要件化する等して、特許権者に説明を求めるとすることが適当であるとしております。

また、(2)は無効審判請求がされていない請求項に対する訂正が不認容になった場合の不服申立てでございます。訂正審判を請求することにより争うことができることから、不服申立ての機会を与えることは、必ずしも求められてはいないという整理が適当であるとしております。

最後に、5. 実用新案法についての対応でございます。実用新案法も「一部無効」の考

え方を採用しておりますので、審決の確定を請求頂ごとに行うことを前提に制度整備することとさせていただきます。なお、訂正については、特許法のような訂正手続はございませんので、実用新案法では手当てをする必要がないということで整理しております。

以上が紛争処理の関係でございます。

53 ページ以降は、権利者の適切な保護のグループでございます。

1 つ目は差止請求権の在り方でございます。

現行制度の概要に続きまして、問題の所在といたしまして、差止請求権の行使に対するいろいろな指摘を整理しています。

はじめに として、いわゆるパテントトロールにより権利行使がなされる場合について、制限をすべきという意見と制限に慎重な意見をまとめております。次に、54 ページでは

として、技術標準におけるホールドアップを引き起こすような権利行使がなされる場合について、両論を整理しております。更に、55 ページでは として、製品に対する寄与度の低い特許に基づき権利行使がなされる場合について、両論併記をしております。

55 ページの(2)では、現行でも民法の権利濫用法理に基づいて権利行使が制限されるという立場が通説であるということについて確認しております。

また、56 ページの(3)では、国際的な議論といたしまして、近年、発展途上国からは、知的財産権が環境技術等の技術移転の障害となっており、強制的に実施許諾すべきと主張されることなどがあり、先進国はこのような立場に強く反対していることに触れております。こういう点も踏まえて考える必要があるのではないかとさせていただきます。

以上を踏まえ、対応の方向でございます。論点整理のときと同じでございますが、多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされたことを踏まえまして、引き続き、我が国にとってどのような差止請求の在り方が望ましいか、検討することが適当であると整理しております。

次に 58 ページ、冒認出願に関する救済措置の整備でございます。

まず、現行制度の概要について確認をしております。真の権利者が採り得る手段としまして、この4つの方法が現行制度ではあるということとさせていただきます。

59 ページでは問題の所在といたしまして、冒認・共同出願違反の実態について確認し、冒認や共同出願違反が生じやすい状況にあるというデータを示しております。また、(2)救済手段の限界として、真の権利者が特許権を無効にするのではなく、自分のところに取り戻すという観点から、現行制度上は非常に大きな問題があるということについて

確認しております。

60 ページ、3 . は、諸外国の制度でございます。ドイツ、イギリス、フランスなどでは、移転請求制度が認められているということでございます。

4 . 対応の方向といたしまして、諸外国の制度との調和の観点ですとか、産業界等からのニーズなども踏まえまして、出願したか否かにかかわらず、特許権設定登録後に、特許権の移転請求を認める制度を導入すべきであるという方向を示しております。

5 . 具体的な制度設計に係る論点については、論点整理のときと内容はほとんど同じでございます。

( 1 ) では、移転請求権行使の効果として、冒認者が特許権を失うことについても、真の権利者が特許権を取り戻すことについても、遡及効を認めるとしております。

( 2 ) では、第三者保護について、冒認を理由に特許が無効になる場合には第三者は自由実施ができるという点がございまして、この点を踏まえて、冒認者から特許権を譲り受けた人であったとしても、先ほどの観点から法定実施権を付与するということとでございます。他方、質権や処分の制限のように自由実施を確保するという必要性がない場合には、単に無権利者に対して質権を設定しているの、無効のものとして扱うと整理しております。

また、64 ページでございますけれども、 の特許権設定登録前における第三者の扱いでございます。特許権設定登録前であれば、そもそも特許権の成立について未確定な状況でございますので、第三者には保護されるべき信頼がないということで、特別の手当てを設けないということとでございます。

次に、( 3 ) 移転請求権行使の期間制限でございます。冒認者にしてみますと、期間制限を設けたとしても、特許権が無効審判により無効とされる可能性が依然として残りますので、移転請求権の行使には期間制限を設けないということとでございます。

次に( 4 ) 拒絶・無効理由の在り方でございます。冒認については、現行制度でも拒絶・無効理由になっておりますので、引き続き、そのままにしておくということとでございます。ただし、( b ) 冒認等を理由とする無効審判の請求人適格のところとでございますけれども、真の権利者が移転請求によって特許権を取得する機会が失われることがないように、現行法では利害関係人になっている無効審判の請求人適格を改正して、真の権利者に限定する必要があるのではないかということとでございます。

また、65 ページの( c ) ですが、無効審判請求人が限定されることとの関係で、冒認

者による権利行使に対する抗弁は誰でもできると整理しております。

(5) は移転請求に対する妨害への対応でございます。特許権設定登録後の場合には、処分禁止の仮処分による対応が可能ですので、問題がないということでございます。他方、設定登録前の場合については、冒認者等による出願人名義変更等の防止については、出願中の権利に係る登録制度の導入という中期的に検討すべき課題とともに検討する必要があると整理しております。

また、(6) は、重複特許の防止のための手当てを講じる必要があるということですし、(7) は、冒認を理由とする特許権移転の場合には、初めから真の権利者に特許権が帰属していたものとして扱われますので、この場合には特許証を交付すべきということでございます。

6. は実用新案法でございます。これは特許と同じように扱うということでございます。

67 ページは、職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続の整備でございます。

現行制度の概要を確認した上で、問題の所在として、第2パラグラフですが、職務発明訴訟においては、発明者の寄与度の認定ですとか、相当対価の額の算定などについて、特許権侵害訴訟と同じような証拠収集・秘密保護手続上の問題が起きるのではないかということ指摘した上で、4つの特則についてそれぞれ整理しています。

まず(1)書類提出命令については、現行制度の概要を整理した上で、68 ページでございますけれども、導入の必要性があるとする意見と導入に慎重な意見の両論を併記しております。導入に慎重な意見については、前回この部分には、留意点として、現行の民法の一般ルールについての解説をしておりましたけれども、前回、産業界からいただいた御意見を踏まえまして、導入に慎重な意見といたしまして、企業は提出方法にさまざまな工夫を行うなどして証拠提出に十分に協力しているので、書類提出命令という特則を導入する必要性は必ずしも高くないということ、具体例とともに、ここに載せております。

(2) はインカメラ審理手続でございます。裁判所のみで提示されるのか、裁判所が必要と判断するときには当事者等にも開示することができるのかという点でございます。この点も導入の必要性があるとする意見と導入に慎重な意見について、論点整理と同様の整理をしております。

次に、69 ページの(3)秘密保持命令でございます。この点については、必要性と留意点について整理しております。秘密保持命令を刑事罰で担保していても、公開法廷で刑事手続が行われることによって二次被害の発生があるという点が留意点として出されまし

たので、ここは慎重な意見ではなく留意点として整理しております。

次に(4)尋問の公開停止でございます。必要性と、憲法上の問題について整理する必要があるという留意点を整理しております。

71 ページの対応の方向でございます。特許法上の特則を職務発明訴訟に導入することの要否については、上記のとおり、4つの制度について導入の必要性があるとする意見がある一方で、書類提出命令については必要性、インカメラ審理手続の特則については営業秘密の漏洩の可能性、また、そもそも職務発明制度の在り方を踏まえて検討する必要があるのではないかという御意見もありましたので、こういった点を踏まえた慎重な検討が必要であるとの意見があったとしております。また、職務発明訴訟の特殊性ということで、公平性の確保に特に注意する必要があるという指摘もあったということ指摘した上で、結論として、以上のような指摘があることを踏まえ、職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続のための制度設計の在り方については、検討を継続することが適当であると整理しております。

72 ページ以降が最後のグループ、ユーザーの利便性の向上でございます。その1つ目は、PLTとの整合の向けた救済手続の導入でございます。

73 ページの問題の所在ですけれども、外国語書面出願の翻訳文提出手続、外国語特許出願の翻訳文の提出手続については、手続期間を徒過した場合の救済手続が設けられていないということですし、特許料等の追納期間に関する救済については、救済が認められる要件が欧米に比べて非常に厳格になっているということですので、これをどうするかということでございます。

74 ページの対応の方向でございます。結論といたしまして、PLTに準拠した救済手続を導入するという整理しており、具体的な内容は75ページの図表1に整理しております。なお、PLTへの加盟を含めた他の手続の導入については、新システムが安定的に稼働した後に改めて検討を行うべきであるとしております。

また、74ページの脚注でございますけれども、今後の制度設計に当たっては、第三者の監視負担増に留意しつつ、併せて、PLTの枠にとらわれず、我が国における救済制度の適切な在り方について、検討を行うべきであるとしております。

5.の具体的な制度設計に係る論点では、第三者保護規定は特段の手当てをする必要はないとしております。

また、76ページの実用新案法についての対応につきましては、77ページにございます

ように、特許法と同様の手当てを行うということでございます。

78 ページは、大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方でございます。

対応の方向としましては、83 ページの(3)具体的な対応でございますけれども、広く強い権利を取得するためには、適切な特許請求の範囲や実施例の記載が必要であり、こうした認識を大学・研究者等に広めていくことが必要であると指摘した上で、ただし、論文をベースに一刻を争って出願しなければならない場合には、現行制度でも、容易に方式上の不備のない出願を行うことも可能であり、これによって一定のニーズにこたえることができる」と指摘しております。

しかしながら、この場合、権利範囲が狭すぎる特許権となってしまう等のリスクが発生し得ることから、そのリスクについて十分な注意喚起も同時に行うことが必要であると整理しております。

次が84 ページ、グレースピリオドの在り方でございます。

現行制度の概要といたしまして、適用対象となる発明、猶予期間、必要な手続について確認をした上で、問題の所在について具体的に整理しております。

85 ページでございますけれども、(1)限定列挙することでは十分に対応できない公表態様の多様化、(2)発明の公表の仕方・メディアの違いによる不均衡の顕在化、(3)学術団体・博覧会の主催者の申請の有無によって適用可否が左右されてしまうといった問題について整理しております。

86 ページの3. で諸外国の制度について整理をした上で、4. として対応の方向を整理しております。

(1)改正点についてでございますが、公表態様を問わずに本規定の適用対象となるように、新規性喪失の例外規定の適用対象を拡大するというところでございます。また、第2パラグラフですが、猶予期間については、国際的な制度調和の議論が継続中であることから、現時点では変更しないということでございます。さらに、必要な手続については、第三者との関係がございまして、現行制度を維持するというところでございます。

5. は実用新案法についての対応でございます。この点については特許法と同じように扱うことが適当であると整理しております。

89 ページが最後、特許料金の見直しでございます。

90 ページ、(3)対応の方向ですが、まず、審査請求料の引下げでございます。91 ページの第2パラグラフですが、今般の料金引下げについては、審査請求料に重点を置い

て行う必要がある。また、中小企業には基本料金値下げの効果が大きく、基本料金の引下げに利用者のニーズが高いという2点を踏まえまして、審査請求料の引下げは基本料金について行うということでございます。

また、国際出願の調査手数料の引下げでございます。我が国出願人の海外での競争力強化に向けて、この点の手当てを行うということでございます。

92 ページは中小企業等減免制度の拡充でございます。93 ページの対応の方向として、まず減免対象者の拡充でございます。現在減免対象となっている資力に乏しい者の要件を緩和して、企業に係る減免対象者を拡充することが必要であるというのが1点、もう一点は、企業の従業者による職務発明でなくても、資力に乏しい企業が特許を受ける権利を譲渡された場合を含め減免対象とすることが必要であるということでございます。また、減免対象者の拡充に伴い減免対象要件を証明する書類の簡素化を合わせて行うということでございます。

また、特許料減免期間の延長としまして、現在、減免期間は原則1年から3年になっておりますけれども、この期間を延長することが必要であるということでございます。

以上でございます。

委員長 盛りだくさんの内容について手際のよい御説明をありがとうございました。ただいまの事務局の御説明を踏まえまして議論に移りたいと思います。本議題については論点が非常に多岐にわたっておりますので、資料1、報告書(案)の目次を御覧いただきますと、各論点が並んでおりますが、これが4つぐらいにまとめられております。・活用の促進ということで3つの論点がありまして、その次に・紛争の効率的・適正な解決、・権利者の適切な保護、・ユーザーの利便性向上という、4つのまとまりに分けまして、4つの項目ごとに御意見をいただくことにいたしたいと思います。

まず、・活用の促進が1ページから14ページまで、3つの論点を含めてございますので、・活用の促進の中にある3つの論点について御意見を願います。

委員。

委員 登録対抗制度の見直しということで、私はすごくいい改正の方向だと思いますけれども、1つは確認というか、今後、実施に当たって考えていただきたいということです。

それは標準に関連する特許声明書の扱いと申しますが、特許声明書というのは権利者が標準になる必須特許に関連しまして、無差別にライセンスするというのを一方的にコミットするもので、必ずしも契約じゃないんですね。ただ、そういう声明書を出したときに、



特許権を承継された場合、承継した者も特許声明書を維持すると、レスペクトするという解釈に当然対抗制度の考え方はなると思いますけれども、そういった点も含めて、今後、実施に当たっては考慮していただくのがいいのではないかとというのが私の意見です。

委員長 委員。

委員 ちょっと細かいところで恐縮ですけれども、9ページの図表3。仮通常実施権者等による実施の継続ができなくなるおそれがあるものについての対応の表の上の2つ、「専用実施権の放棄」、「仮専用実施権の放棄」について、これまで現行法では承諾が必要だということなんですが、対応の方向では承諾を不要とする。それと、次で「専用実施権の放棄は通常実施権者に対抗できないとし」といった説明があるんですが、表現が多少わかりにくいのではないかとという意見がございました。

p 8の図表3に対する記載のところ、下から2段目の「他方」の段落ですけれども、「仮通常実施権者等による実施の継続ができなくなるおそれがあることから、……実施の継続を確保するための措置を講じた上で、……承諾を不要」という記載がございますので、専用実施権等を放棄した場合に特許権が残りますので、それに対する実施の手当てをするという趣旨だろうとは思いますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。これは確認ということでございます。

事務局 基本的にはそういう理解で結構ですが、専用実施権を放棄したとしても、通常実施権者との関係では専用実施権は引き続き残っているということを前提に通常実施権が残るということになりますので、通常実施権者は引き続き事業を行うことができるということでございます。

委員 ありがとうございます。

委員長 委員。

委員 ありがとうございます。

前回もお礼を申し上げたんですが、今回、取りまとめ、公表前の最後かと思しますので、長年、当然対抗制度導入をお願いしてきた産業界の立場でございますので、確定日付の取得を要件としない、あるいは告知義務を置かないといったような点も御配慮いただいたことに改めて感謝申し上げます。早くといいましょうか、きちんと実現いただくように、今後、お力添えいただけるとありがたいと思います。

以上です。

委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、 . 活用の促進の方向性については特に修文等もなく御了解を得られたものと考えますが、そのような理解で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしということですので、本小委員会として、本項目、 . 活用の促進の方向性について御了解をいただいたものと認めます。

次に、これは非常に盛りだくさんであります。目次を御覧いただいて、 . 紛争の効率的・適正な解決という、(1)から(6)まで6つも論点が入っておりますが、ここにつきまして御意見をお願いいたします。

委員、お願いします。

委員 (2)の再審の取扱いの点についてでございます。この点はダブルトラック下においては非常に重要な制度ですので、今回、こういう形で実現していただくということはありがたいことです。この点について、従前は、確定審決の遡及効の制限という整理の仕方だったものが、今回は審決の確定の遡及効についての主張を制限するというふうに少し表現ぶりが変わりましたので、その点について少し確認をさせていただきたいと思います。

侵害訴訟判決の確定後の審決の確定という再審が問題になる類型は3つございまして、このペーパーでいいますと、24 ページの(1)(2)(3)ですけれども、(1)と(3)は現行法の解釈上も訴訟上の信義則という考え方で侵害訴訟判決確定後の審決の確定の効果を制限するとか、主張を制限することは不可能ではないと考えています。けれども、(2)はそういった考え方が使えないので、今回の立法によって、(2)の類型についても遡及効の主張は制限されるという整理でよろしいですね。その点の確認をさせていただきたいと思います。

委員長 審判部、お願いいたします。

事務局 (2)についても遡及効の主張を制限するというふうに考えておりまして、今回は外形的に一律に制限するということを考えております。

委員長 委員。

委員 2点ほどございます。

まず、ダブルトラックのところのp22の記載、対応の方向でございます。「現行どおり両ルートの利用を許容」ということで、これはこれでよろしいかと思いますが、その前

の段落の「無効審判の更なる審理の迅速化等進行調整の運用の改善を図ることが必要」というところにつきまして、今後いろいろと調整を図られるかと思いますが、ここをしっかりとやっていただきたいという意見でございます。

特に特許の有効、無効につきましては、無効の抗弁以前に、ユーザーにとっては無効審判で争うことが比較的ハードルが低くてやりやすい、負担が少ないといったメリットもございますので、このメリットを活用しつつ、無効審判で示された判断が裁判所でも覆らないといった運用が図れるようなことを期待したいと考えております。

それから、p51の訂正の部分確定のところでございます。前回も申し上げましたが、4.の具体的な制度設計に係る論点の(1)、「訂正後の請求項と明細書の各訂正事項との対応関係等について」です。「審判請求書に記載することを要件化する等」とありまして、要件化はやむを得ないのかと思いますが、要件そのものは必要最小限の規定ぶりにしていただきまして、ガイドライン等で具体的にどういった記載が必要なのかを明らかにするような運用でお願いしたいと思います。

それに当たって、権利行使の局面を考えますと、なるべく訂正後の請求項と明細書の対応関係、必要な範囲を超えたものについては、なるべく明らかにしたくないというか、余計なことは書きたくないというのが権利者側の本音だと思いますので、ガイドラインにつきましても、必要以上に詳細な記載を求めることがないようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 委員、お願いします。

委員 訂正の在り方の点についてですけれども、前回の審議会で発言したことを受けて少し訂正をしていただいた結果、審決予告がされる場合が若干加わっております。そこで、審決の予告と本審決との間のそごがないように、できるだけ不意打ちがないような形で最後の審決を書いていただきたいと思っています。

ですので、訂正で変わった部分については当然新しい判断になるわけですが、それ以外のところは従前の予告されたものと実質的に同じような本審決がなされるようにしていただきたいと思っています。そのためには、例えば38ページの脚注46で、これは2度目の審決予告がされることになるのではないかと思いますけれども、何度も何度も審決予告をやっては訂正という形で時間がかかることを防ぐためには、当初の審決の予告において、主張されている無効理由については、できるだけ判断をしていただいて、何度も往復することがないような形にしていただきたいと思っています。

そのことと、訂正については、そもそも回数制限がどうなるのかとかいろいろな問題があります。今回の改正はもともとが181条の2項のキャッチボールが余りにひどいということで、その部分を解消しようということの主たる目的として出発した制度改正だと思いますけれども、訂正については、今後も審理の在り方を含めて、更に議論をしていただきたいと思いますので、是非今回で終わりにしないでいただきたいと思います。

以上です。

委員長 委員が言われた点は私も同感であります。審決予告という制度は、どのように審決予告というものを組んでいくかという点につきましては、特に、これを行うことによって、後に、審決後には訂正の機会がなくなるという非常に強い、「遮断効」という人もいますけれども、そういう効果を伴いますので、よほど審決予告をしっかりとやらなければいけないという意味で、なかなか実行が難しい制度の面もあろうかと思います。委員が言われたとおりでありまして、言い出すと、平成15年改正が解決しようとした平成11年最判の当然取消説に起因する第二種キャッチボールの弊害に係る非常に根深い問題を今後どうにかしていかなければいけないという、中長期というよりはもっと近い将来の議論であると思っております。しかしながら、この第二種キャッチボールの弊害の問題解決のために、平成15年改正で導入されたはずの、法181条2項ではありますが、その運用が一部で非常に緩いがために、ほぼオートマティックに差戻しになっているという、私が超第二種キャッチボールと呼んでおります、新種の別の非常に激しいキャッチボールがかえって発生してしまっておりますが、これをどうにかしていかなければならないという重要な問題があります。ここでの論点は、そのための応急措置的な改正として非常に重要な意味があるところなので、これ自体重要ですが、その後引き続きもっといろいろ考えていくべきところがあって、そこにつなげていってほしいという委員の意見に私もいろいろな意味で非常に共感を覚えるところでございます。

委員長なので今まで意見については自粛に自粛を重ねてきたのですが、最後の機会ですので、少しだけ意見を申し述べさせていただければと思っております。

これは実務的に発生の頻度が高いかと言われるとさほど大した話ではなくて、皆様も御関心が余りなかったかもしれないのですが、遡及効制限を再審の関係で行うというところでいろいろ上がっているものがある中で私が前から気になっているものとして、実務的にさほど問題にはならないだろうということが入っていないのではないかと思います。審決取消訴訟の関係があります。今回はもともとが法104条の3の関係で侵害訴訟を中心に考

えてきたのですが、非常に気になっているのが、審決取消訴訟判決が確定したものが、後で無効審決や訂正審決が確定したら、その一事をもって当然に再審で覆されてしまうというようなものが果たして良い制度なのかというところであります。実際の発生頻度はさほど高くはないかもしれませんが、代表例として、2点ほど気になる事例がありますので、少しだけおつき合いいただければと思います。

まず第一の例は、中身は割とシンプルなのですが、アルファというクレームの特許について無効不成立審決が出たので、その取消訴訟を起こしたところ、請求棄却判決、すなわち維持判決が出されて確定しました。要するに、アルファについての無効不成立審決取消訴訟請求棄却判決が確定しましたが、その後に、クレーム・アルファをクレーム・アルファダッシュに減縮する旨の訂正審決が確定したという事例です。こういうことは全く起きないわけではなくて、今まであまり注目されていなかっただけであって、ある程度の頻度でいろいろな理由で起きるかと思えます。

この場合には、民訴法 338 条 1 項 8 号を素直に当てはめれば、もとの無効不成立審決取消訴訟請求棄却判決は、当然のことながら、アルファの特許を付与した特許処分という行政処分を判決の基礎にしています。そして、その特許処分が後の行政処分である訂正審決によって内容的に遡及的に変更されていることを否定するのは、困難であると思われます。以上のとおり、先ほどの事例で、8号の再審事由に当たるのを否定するのも困難だと思われます。

また、それから、実質的に考えましても、今回の議論のベースになっております無制限の遡及効ということを考えると、もとの判決をした裁判官にとっては全くお気の毒ではありませんが、当然のことながら、もとの判決では、アルファのクレームをベースとして無効不成立の判断を導いているわけですが、遡及的にはアルファダッシュのクレームをベースにして判断をすべきだったということに理論上、なってしまうので、こうなってしまうと、再審の対象になることを否定するのは困難と思えます。私もこのような事例につき再審の対象にしたいわけではないのですけれども、こういう再審請求をやってくる人もあまりいないと思うのですが、実際にやってこられたら、よほどの理屈をいろいろこね回さない限り再審肯定という、誰も好まないような結論になってしまうというのが第1点であります。

もう一つの事例は、クレームは何でもいいですけれども、訂正審判請求において、訂正不成立審決が出て、それに対して審決取消訴訟を提起したところ、請求棄却判決、すなわ

ち、訂正不成立審決を維持する判決が確定しましたが、その後、当該特許について無効審決が出て無効審決が確定したという事例です。もとの訂正不成立審決取消訴訟請求棄却判決では有効な特許権を付与した特許処分を判決の基礎として判断しておりますけれども、この特許処分という行政処分の内容が後の行政処分である無効審決で遡及的に変更されたことは間違いないので、8号再審事由該当性を否定するのは難しかろうと思われま

す。また、実質的に考えても、これまた大変気の毒なのですが、無効審決が確定したら、もとの裁判所は却下すべきだったということになってしまいます。いわゆるトレーラー事件昭和59年最判の法理を、遡及効をもって、素直にそのまま当てはめると、先に無効審決が確定し、特許が無効になったら、その後の係属中の訂正関係の手続は不適法却下になってしまいます。無制限的遡及効からすれば、却下すべきだったことになってしまうのに、実際は、却下せずに実体判断しているということですので、実質的にも、再審肯定すべきになってしまいます。ここではもとのベースが特許処分で、それが無効審決で変更されたというのは否定できないので、文言的には8号に当たっちゃうし、実質的にもひっくり返ってしまうという非常に嫌らしいのがあります。私がいろいろ聞いてみた人の中で、これを再審でひっくり返したいという人は絶対いなくて、誰もこんなものは再審でひっくり返すのはおかしいというご意見であることは、もちろんであります。

この点が侵害訴訟の場合と違う場合でありまして、侵害訴訟の認容判決が確定した後で無効審決が確定した場合というのは、私は判決の法的安定性の観点から再審はしないほうがいいと思いますけれども、今までは、みんな当然やるものだと思っていたということでもあります。

侵害訴訟の場合には、そういう意味では、再審で否定する必要があると考えている人も今でも一部ではいらっしゃるのではないかと思います。そういうものと違って、審決取消訴訟のほうは、誰が考えても、こんなものを再審で覆すのはおかしいという実質判断はありつつ、普通に文言を当てはめていったり、あるいは無制限的遡及効という議論で理論的に詰めていくと再審肯定になってしまいます。そこで、これは余り大したことがないからやる必要がないというのは別として、せっかく今回、再審制限の改正をやるのであれば、侵害訴訟のように、本当は一部には異論もあるかもしれないけれども、最終的には再審を否定すべきというものを、再審から外すぐらいだったら、誰が見ても再審取消しすべきでないものは、実際にやってこられたら裁判官は信義則だ何だと相当知恵をひねらないと再審が否定できないという無駄なエネルギーを使うことになるので、それだったら明快に、

これを、遡及効ないし再審の対象外であることを明示した方がいいのではないかと考えております。

委員。

委員 ごもつともだと思えます。今まで再審にならなただけで、事案としては起きている可能性は十分にあると思えます。

委員長の発言に触発されて考えてみますと、小委員会の当初、少し意見を言ったのですが、無効審判の審決取消訴訟係属中の訂正審決の確定という事態、11年最判の問題ですけれども、そういった問題も本当は根本的に考え直さなければならないという時期に来ているのではないかと思います。今、委員長が言われた点や、そういった点を含めて中長期的に議論をしていくべきだろうと思っています。

委員長 おっしゃるとおりだと思えます。

また別の点で確認だけさせていただければと思えます。

39ページの先ほども話題に出ておりました181条1項で取り消された後の特許庁での審理で、審決予告をするかどうかという、これは抽象的に書いてあって、「現行と同様に審理を進め、原則審決に至るが、合議体の判断を開示して訂正の判決を与えることが適切な場合」というのは脚注50で引いてあって脚注46と同様とされていますが、要するに、脚注46というのは、先の審決予告に記載されてなかった無効理由ということですが、先の審決予告には無効理由Aが記載されていたが、その後の心証では、無効理由Aは成り立たないが、無効理由Bは成り立つと考えるに至った場合には、無効理由Bでの審決予告を改めて行なうということ、審決が判決で取り消されて再係属する場合にも、当てはめていくということでしょうか。

例えばですが、さきの審決が無効理由Aで、無効審決が打たれて、裁判所に行って、これは前提問題の誤りを理由審決を取り消したりすると拘束力が非常にややこしいですけれども、そうではなくて、きちんと実体判断をした上で無効理由Aは成り立たないからとして審決を取り消せば、その点につききちんと、取消判決の拘束力が働くので、同じ無効理由Aでの無効審決はできないけれども、別の無効理由Bでの無効審決をなすというような場合が典型的に取り消し後で出てくるのですが、脚注46からいうと、これは実務的に気にされている方がいるんじゃないかと思えますが、もとの審決予告はAで打って、そのAに対する対応はその際に訂正できたけれども、次に無効理由Aが成り立たずで、無効理由Bで無効審決を打とうとするときには、それはそれで、無効理由Bについての審決予告

はなされるということでしょうか。あるいは、もとが不成立審決のケースであれば、今のは別の話ですけれども、最初の審決が不成立だとすると、その時点では審決予告しないとありますが、不成立審決が取り消されて戻ってきた後に、今度は無効理由Aなり無効理由Bなりで無効審決を打とうとするときには審決予告はするという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

事務局 その点でありますけれども、不意打ちにならないように、特許庁の合議体の心証を開示しない理由について審決予告がされないままに審決するといったことはないようにしたいと思っております。

理由A、Bの話がございましたが、脚注46というのは、審判請求時に2つの無効理由があったときに、最初はAという無効理由で審決予告をした後に、それが理由なしとの心証になり、後から今度はBという無効理由で無効の心証となったときには、もう一回審決予告をし、心証を開示した上で審理を進めるということになるかと思っております。

あるいは、有効との心証の場合には、審決予告をせずに有効審決を書けることになっておりますけれども、その有効審決が取り消される134条の3のケースの場合に、別の理由があるような場合には、特許庁への再係属後ではあっても、審決予告をして不意打ちにならないように十分対応していくということがあろうかと思っております。

これはいろんな複雑なケースがございますので、今後、ケース・バイ・ケースで検討を進めたいと思っております。

委員 そうしますと、「訂正の機会を与えることが適切な場合に審決予告を行う」というのは、訂正の機会を与え、かつ無効の判断が示される場合というふうに読むわけでしょうか。

事務局 「訂正の機会を与えかつ無効の判断が示される」と考えております。有効審決が取り消されましたら、法定の訂正の機会がありまして、それに対して、更に審決予告をすることもあると思っております。

委員長 1点だけ付け加えると、先ほど言いましたような、遡及効ゆえに、再審にしたくはないけれど、再審になってしまうというのは、これを言うと皆さん、ショックを受けられるかもしれませんが、確定判決に対してと同じように、確定審決に対してもあり得るかもしれないということもあります。まさしく、今回、そこまでもやってくださいというつもりはないのですけれども、知らないところでいろんなものが確定しているけれども、今まで余り遡及効というのが明確に出ていなかったから、確定したら終わっている



とみんな深く信じたところ、遡及効と言い出すと、さっきのようなクレーム訂正があったからという嫌らしいものもあり得るので、今まで何となく気にならなかったのですけれども、今までも無制限的遡及効の立法が一般に当然視されていたのですけれども、それを制限するかどうかということを考えだすと、いろいろと気になる点が見つかるということだと思います。そういう観点から、いろいろシミュレートしてみると、誰も想定していなかった恐ろしいことが起き得るということでもあります。したがって、気がつくのであれば、可能な範囲では、ある程度、そういうものをきちんと繕っておいたほうが良からうということでもあります。実際にそのようなケースで再審が問題とされたときには知恵をものすごくひねって信義則等といえ、最後はどうにかなるのかもしれないのですが。

もう一点だけ確認です。先ほどのご説明で遡及効の主張というのがあった点についてあります。先ほどの委員のこの点に関するご質問は、この主張の制限というのが信義則を根拠とする主張の制限の意味であると困るというご懸念からの御質問だったかと思いますが、これに関連して、遡及効の制限ではなくて、遡及効の主張の制限ということに、どの程度深い意味があるのでしょうか。今までの本小委員会における我々の理解だと、要するに、特許法を、今までは、本当に立法者の意思が完璧にそうだったのかは別として、普通に読めば、無制限的遡及効だったのを、ある程度一定の場合には、確定判決などについては遡及効に合理的な制限を加えれば、要するに、遡及効が及ばなくなるので、端的に言うと、8号にずっと当たらなくなって、民事訴訟法上の難しい論点に入らなくても再審制限が可能となるということだったかと思います。

しかるに、遡及効の制限ではなくて、遡及効の主張の制限というように、主張というものが付いていると、その違いはどの程度のものなのでしょうか。単なる言葉の綾みたいなものなのでしょうか。それで、委員は、先ほど、主張の制限というものに信義則違反等といった深い意味が込められているのではないことは御確認されたという感じなのですが、どの程度深い意味があるのでしょうか。

事務局 直接的に遡及効を制限するといえますと、特許法以外の他の行政処分にも影響が出かねないということで、法務省との関係によって主張の制限としてくださいとお願いされているということです。

委員長 他の行政処分への波及効を慮って、といった感じなのでしょうか。

委員 今の点ですけれども、私もこの表現が非常に気になっていたのですが、主張することができないという形で法律をつくることになるのかどうかですね。今まで議論してき

たところだと、125 条の原則に対する制限を規定上、明記すると理解されていたのですが、これを主張することを許さないということにすると、大分意味が違ってくる。訴訟上の抗弁の問題に変わってしまうのではないかということ懸念しますが、その点はいかなんですか。

事務局 その点は大丈夫ではないかと考えておきまして、これから法文については法制局等とも相談しながら検討を進めないといけないかと思っているところでございます。

委員 基本的には、主張することができないという理解。

事務局 そこは、その方向だと思います。

委員 それはちょっと問題のような気がしますけど。

委員長 私も、最初に主張と聞いた際には、やり方はいろいろとあるわけでしょうが、再審開始決定はしてしまうけれども、主張ができないと抗弁が出せないから判決はひっくり返らないとか、そういうふうにも読めたものですから。再審事由という、主張というよりはもっと客観的に決まるような感じが強いのですが、主張という、先ほど委員が言われたように、抗弁とかそういうような感じが強くて、再審開始決定後の本案での抗弁として遡及効が主張できなければ、再審は開始決定するけれども、最終的には結論は覆されないということでしょうか。それぐらいだったら、最初から再審開始決定しないほうが、よほど手間をかけて結論は変わらないという、そのあたりも、どの程度深い意味があるのでしょうか。ですから、なるべくであれば、後でみんなが余計な心配などをせずに、すつと処理できるようなもののほうがいいのではないかという気はいたします。

委員 私は深く検討したわけではないんですが、結論的に変わるもの、つまり、私の理解は、客観的に神の目から見れば、遡及効自体は生じているけれども、ある一定の局面において、ある一定の人間がその遡及効を主張することができなくなっている状態をあらわしているのかなというふうに思いました。

委員長の御懸念というか、あれですが、私の理解では、遡及効が主張できなくなっているので、再審事由があるということも主張できなくなる。私の理解では、再審訴訟についても弁論主義が適用になると思いますので、したがって、再審事由が主張できないことによって再審手続が開始決定されないという結論になるんだろうと理解しております。

問題が生じるとすれば、職権探知主義が適用になる局面においては、主張は意味をなさない、客観的に遡及効が生じていれば遡及効が生じている扱いにせざるを得ないと思えますけれども、特許侵害訴訟の局面においては、その保全も含めて弁論主義が適用にな

るのだとすれば、帰結に相違はないのではないかという一応の感触は持っております。

ただ、すごく詰めて考えたわけではないので、どこかで漏れがあるのかもしれませんが、私自身の第一印象はそういうことでした。

委員 今の委員のおっしゃった趣旨でいくと、再審の訴えが提起されて、権利者の側がそれに対して遡及効の制限の主張をしないときはどうなるわけですか。

委員 再審の開始事由として、もとの判決が根拠とした行政処分が事後的に変更されたということを主張しないといけないわけですね、再審の申立人が、再審原告が。したがって、遡及効の主張ができないとすれば、事後的に変更になったという主張ができなくなる。つまり、再審手続、再審事由の主張ができなくなっている。したがって、再審の申立ての棄却決定がされるというのが私の理解だということです。相手方の抗弁ではないのではないかと思います。

委員長 いずれにせよ、本当は、主張云々ということを経めなくとも、客観的に再審事由に当たってくれなければ、一番すっきりしていて、皆がハッピーなのですが、そこが難しいとすれば、今みたいに客観的に再審事由に当たってしまうけれども、主張ができないという言葉の綾みたいなもので、再審開始決定は、さっきの法案みたいなところまでいかずとも、主張というところで絡めて再審開始決定は防げるということでしょうか。

遡及効が人的にばらばらになっているような感じでもあるのですけれども、そうは言わずに、頭としては、誰との関係でも、客観的には、遡及効的には全部なっているけれども、主張のところだけでということでしょうか。最初から当たってくれなければ、そういう議論もしなくていいんですけれども、そういう意味では、感じとしては、一番ハッピーなのは我々の今までの立場のように、客観的に、8号に当たってくれなければ一番いいのですけれども、当たったとしても、これでさほど問題はないのではないかという、そういうような御趣旨なのでしょうか。再審開始決定は、少なくとも防げると。主張が何とかいうので、また主張が要らなくてもとかいうことが100%できるのかどうか分からないのですけれども、普通の場合だったら大丈夫だろうという感じでしょうか。

委員 おっしゃるとおりです。ファースト・インプレッションとしては大丈夫だろうと思うのですが、すべての局面を詰めて考えてどうかということまでは私も確信は、まだ持っていません。

委員長 これはよく御検討いただければと思います。今まで全部客観で当たらないと考えており、それでは、問題ないと思っていたのですが、これを変更して、客観的には、遡

及効が及ぶとしながらも、主張で処理するとなると、これでいけるのかどうか、よく検討しておく必要があると思います。いろんな事例でシミュレートしてみると、いろいろ出てくる可能性もあるかもしれません。話がえらく細かいので、また、何か検討すべき点も出てくるかもしれませんので。

ございませんでしょうか、6つぐらい論点がありますが。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、今、御議論いただきました。紛争の効率的・適正な解決という6つほどあります論点については、本日、各委員からいただきました御意見を踏まえて、必要に応じ修正をした上、報告書（案）に反映していきたいと思っております。若干御意見が出た以外の点については御了解を得たものと考えますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、先ほどの若干の点を除き、本項目の論点の方向性については、このペーパーのとおり御理解いただいたものと認めることにいたします。

次に、権利者の適切な保護という、これも幾つも論点ございますが、これについて御意見をお願いいたします。

委員、お願いいたします。

委員 冒認の点について2、3点ございます。

64 ページですけれども、1つ目は(3)の期間制限の書きぶりです。これは前からこうだったのかもしれませんが、無効審判のほうがずっとできるんだから、移転登録のほうも期間制限は必要ないと書かれているんですけれども、無効審判請求は消滅後もできるわけです。移転登録請求権ですので、登録が抹消された後は客体がなくなっているからできるはずはないと思いますけれども、あたかも無効審判請求と同じように期間満了後もできるかのように期間制限を設ける必要がないと読まれると困ります。この点は存続期間中という御趣旨でよろしいかどうかという点が1点です。

2点目は(4)の で、今回、移転登録という制度を認めるということで、従前の無効理由のところは変更しないということだと思いますけれども、冒認のときはそれでよろしいかと思いますが、共同出願違反の場合であって、真の権利者でもなく、冒認者でもない別の共有者がいた場合に、無効にしてつぶしていいのかどうかという問題はあると思って

おります。最高裁の13年の生ゴミ事件のときも、別に共有者がいるから、無効にするのではなく、移転登録が望ましいという判断が背景にあったと思います。今回は、その点は変更しないにしても、将来的には、そういった場面についてどうするのかという点は検討したほうがいいのではないかと思います。

それから、同じく(c)でしょうか、65ページになってしまいますが、冒認であるということの抗弁が帰属の抗弁なのか、無効の抗弁なのかという問題はあるかと思わずけれども、帰属の抗弁ということであると、(c)の無効理由という中に一緒に整理をしていいかどうかという問題があるようにも思います。無効の抗弁なのか、帰属の抗弁なのか、両方言えるとすれば、つまり無効の抗弁としても言えるし、帰属の抗弁としてもいえるのであれば、それはまた別項目になるのかなというふうに感じました。

以上、3点です。

委員長 ありがとうございます。

先ほど言われた2点目でしょうか、共同出願違反については、私も全く同感です。共同出願違反ないし部分冒認も、全部冒認と同様とされ、当然のように、現行法では無効理由になっていますが、現行法は取戻しを今までさほど明確には想定していなかったので余り気にならなかったのかもしれないのですけれども、普通に考えると、いろいろかわいそうなことになってきます。先ほど委員が出されたのもその一つだと思います。生ゴミ処理装置事件最高裁判決であったように、冒認者と被冒認者以外に冒認自体には関係ない人まで共有者でいるときに特許権全部が無効となってしまうというのは、幾ら何でも関係ない人にとってはあまりにかわいそうだろうというものもありますが冒認者と被冒認者以外の無関係の者はいないような、冒認者と被冒認者の2人だけのケースでも、価値判断がかかってくるので、ある程度議論したほうがいいマターではあると思います。Aが95%寄与して、Bが5%寄与しましたというもので、かつ、共同研究開発のもつれみたいな感じで、A、Bそれぞれ自分が100%発明者だと思っているかもしれないけれども、裁判所の目から見れば、寄与度が、Aが95%で、Bが5%だという事案だったとして考えてみます。これには、2つのケースがあって、Aのほうが、客観的に、Bの5%をとって100%Aで出願したというケースと、逆に、Bのほうが、客観的に、Aの95%をとって100%Bで出願したというケースがあり得ます。

この利益状況としては、Aから見ると、Bの5%がいろいろ権利行使されるぐらいだったら、「すっきり感」というのも変ですけれども、Aにとって大した特許でない場合には、

全部つぶしてパブリック・ドメインにしちゃったほうが、Bが5%を使ってくるよりはパブリック、これは前提としては大したことがない特許だということで、そういうすっきり感があるわけです。

しかしながら、そのすっきり感を言い出すと、逆に、AがBを落として出願して100%取っちゃったときにも、私としては、最終的にはA95、B5というふうに持分に応じて記録させればいいと思いますけれども、現行法のままだと、Bが5で、嫌がらせでないかもしれないけれども、無効審判を打てば、Aのほうも、不可欠の特許でも、だから、これはかなり現実的に問題になり得るかと思うんですが、共同開発のもつれで、Aとしては自分のほうが発明したと思っていたけど、裁判所の目から見たら、5%はBが発明していたというのがあった場合には、これは冒認になっちゃうので、そうしたら、Bが請求すれば全部特許がつぶれちゃうというのも行き過ぎなので、最終的には先ほど委員が言われたところになりますけれども、共同出願を冒認と一緒に、冒認の場合には、狭義の冒認の場合には、今言ったような問題は起きないんですけれども、共同出願の場合に、現行法のままだとも、1%でも持っていて、その人が取られれば全部たたきつぶすことができるようになるわけで、特にかわいそうなのは先ほど言われた全然関係ない第三者が入っているときですが、そうでない場合も含めて、これは行き過ぎかなということが、今まで、こういうのは多いと思うんですが、取り戻しとか考え出すと気になってきて、もともと問題だったと思います。

なお、もう一つあり得るのは、旧法下では、無効にした後で再出願すれば、出願日遡及制度があったから余り問題も起きなかったかもしれないのですが、現行法下では、今はそういうのもないですから、無効とされつぶれば本当につぶれるだけで終わってしまうので、先ほどのところはどこまで影響を与えるかわかりませんが、一つの可能性としてはあり得るかもしれません。

そういう意味では、これはちょっと何か。これも、タイミングも難しいのですが、できれば、今回は無効理由の中で冒認等を無効理由として維持すべきだという、冒認出願等の等は共同出願違反も64ページのに入っているかと思うんですが、ここのあたり最近ではかなり気になっている人が多いんじゃないかと思っていますので、ここで議論したほうがいいと思います。Bの5%の「すっきり感」のほうが大事だという意見が強いのであれば、別かもしれませんが。

ただ、どっちにももろ刃の剣で引っかかってくるので、AとBと両方考えていかなけれ

ばいけないとなると、この一部をとられたというだけで全部をたたきつぶしていいとはならないのではないかと思います。

委員 今、委員と委員長がおっしゃられたことと私も同じで、前にも申し上げたと思いますが、とりわけ共同出願違反が無効理由であることは、委員長がおっしゃられたように、適正に特許権の持分を持っている人も道連れになりますので、適当ではないのではないかと思います。

ただ、今回は、冒認とか共同出願違反が拒絶理由、無効理由であるという前提の下で、基本的に移転請求は難しいであろうという考えを大きく変える改正の議論ですので、無効理由も変えるということは困難であるかもしれませんが、今後、真の権利者をどう保護するのかという問題に関して、無効理由についても検討していただきたいと思います。

それと、今回、冒認や共同出願違反が拒絶理由であることも維持するということですが、これらの問題は特許庁に対して情報提供がされるとわかるかもしれませんが、基本的には特許を受ける権利を誰が持っているかということの特許庁で審査するというのは実際上、難しいにもかかわらず、拒絶理由として定められているのはいかがなものかと思えます。

また、移転請求権の行使に関して、期間制限を設けないということですが、これに特に反対するわけでもないのですけれども、無効になる可能性があるから冒認者の期待を保護する必要はないというのは、一方ではそのとおりですけれども、他方で移転請求権を行使しようとする人は長期間行使しなかったわけですから、そういう人を保護する必要性は強くないのではないかと思います。真の権利者をどこまで保護するかという問題に関して、今後、更に検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

委員 今の共同出願の論点にも関係しますが、共同開発などでよく起こることで、多項制の下では請求項1については冒認で、2については出願者が真の発明者であるということも起こり得ますよね。現行の123条の無効審判請求についていえば、請求項ごとにできるので問題はないのですが、今度は真の権利者が移転登録請求をするときに、今の事例でいえば、請求項1については移転登録請求権がありますが、2についてはないわけですね。そういうときに、請求項1のみについて移転登録請求は現行制度上、可能なんですか。

委員長 お答えになりにくいところがあるかと思いますけれども、論点が後で出てくる部分確定のところに関連論点としてある、特許権が請求項ごとに別なのか、ないしは侵害

訴訟のときの既判力がどこに及ぶかというところにかかわってきて、例の発光ダイオード事件の最高裁の判決は、たしか1出願に対して1処分で1特許権と言っているのだから、これを前提にすれば、請求項は別だが、特許権は1個だということになります。中には請求項ごとに権利が複数個だという人もいますけれども、最高裁判例によると、現行法では、請求項は複数でも、権利は1個だということになりますので、そうであれば、一つの権利のうちの一部だけをばらばらに別の者に移転するということ、なかなか容易ではないと思われます。

今までは、今言われたようなのは共有で処理するという方向で、ここでは考えてきたと思います。制度自体として、権利が請求項ごとに、ばらばらになっているのであれば、一番簡単だと思うんですけども、最高裁の判決からいうと、そのようなことを現行法は想定していないというのが普通だろうと思われます。今後、応用問題はいっぱい出てくるかと思いますが、それを言い出したら切りがないのではないかと思います。

委員 今の委員長の発言に関連して、今度、いわゆる訂正の部分確定について、一体不可分から請求項ごとにとという考え方を取りますよね。少なくとも訂正審判請求については最高裁の判断とは異なる、傍論ですけれども、判断とは異なることになったので、全体的に今度の特許法改正からの流れは、特許は多項制で多数の発明を出願することはできるけれども、どの発明に特許を与えられるかどうかを含めて、請求項ごとに考える考え方はずっと徹底すると思うんです。

そうすると、私が先ほど出したようなことについても当然、それを認めないと、制度として一貫しないことになるので、制度的にどこまで規定するか、また、規定を設けなかった場合最高裁は規定がない部分についてどう考えるかという問題は起きますけれども、全体的な制度の流れとしては、そういう方向に行っていると私は理解しています。

委員長 今の御趣旨は、請求項ごとに権利は別だということ。そちらのほうがはっきりしているのかもしれない、そうであれば、先ほどの権利の移転も請求項ごとにやればよいと、共有とか難しいところ入らなくても。それはそのところの決めで、それが既判力とかいろいろかかわってくる。いろいろ重要論点が次々と派生的に出てきますけれども、その一つじゃないかというふうに思います。請求項ごとの、訂正許否判断や部分確定だけなら、さきほどのように、請求項ごとにばらばらということでもいいと思いますが、請求項ごとの権利移転であれば、話は冒認にとどまらず、特許法全体に及んでしまう非常に大きな話になってしまい、併せて検討すべき論点も非常に多数あると思います。



あと、委員が言われた論点は、先ほどの共同出願は冒認から外したほうがいいという以外にも、いくつかおっしゃってましたが、何だったのでしょうか。済みません、たくさんやっているうちに、やや紛れてしまって。

委員 趣旨不明で申しわけありません。

それとともに、共同出願違反とか、更に純粋な冒認も含めて、拒絶理由にするというのは問題ではないかと思います。

委員長 無効理由から外して、拒絶理由からも外すべしということでしょうか。

委員 拒絶理由に関しては、特許庁の実際上の審査が困難であろうという問題もあると思います。

それと、真の権利者をどこまで保護するかということで、移転請求権について期間制限を定めないというのが、請求権者にとって余りにも保護し過ぎということになる場面も出てくるのではないかと思いました。

以上です。

委員長 前提としては、どなたかの御指摘で、無効というよりは、ここでは第三者保護は中用権類似の法定実施権で図るから、ヨーロッパとかそういうものはないようなので、期間制限、どこで第三者保護を図るかというやり方として、期間制限は使わずに中用権類似の法定実施権ということだったんですが、それに加えて期間制限的なものもあったほうがいいということでしょうか。期間制限的なものについては、ラッチェスとか、権利失効の原則とかなのか、ほかの国では一般原則的なものも使いそうな気もしますが、こういう一般条項的なものにとどめずに、明確に期間制限を加えるべきというご主旨でしょうか。

委員 諸般の事情を考慮して、移転請求権を行使することは権利濫用とか、委員長がおっしゃられているラッチェスとか何か、そのような理論に委ねるということでもよいのかもしれないけれども、一定期間を経過すれば移転請求という保護を否定するという、そういうやりの方が明確ではないかと思います。

委員長 要するに、期間制限も課すという御趣旨なのでしょうか。ダブルでプロテクトみたいな感じなのですかね。ドイツだと期間制限ありで中用権なしで、日本は中用権ありで期間制限なしというのだけど、中用権と期間制限のダブルにしましょうという御趣旨になるのですか。

委員 どちらかという、そうです。

委員長 いろいろなアイデアが出ておりますが、いかがでしょうか。

委員 先ほどの拒絶理由とか無効理由も含めて、今回、移転請求権が認められるとしますと、真の権利者の保護の総体としてどうあるべきかは今後も検討を続ける必要があるであろうという趣旨で申し上げました。

委員長 期間制限を設けないとって、後から設けるというのも若干あれなんで、それだったら、どっちかがガンガンやったほうがいいという感じもする。

委員 ただ、これは登録後の話ですよ。そうすると、登録後で、しかも特許権ですと、有限の世界といいますか、権利失効を使うほどの不動産などと違って、長期にはならないのではないのでしょうか。少なくとも消滅後はないという前提でいいですよ。登録する対象がないのだから、それは多分ないと思います。最大限、存続期間中だとすると、そんなに長くはないようにも思います。

委員長 万が一あったら最後には、権利濫用とか、権利執行の原則を内容とするような信義則違反といったものなどでも対処可能な面もあるかもしれません。

委員 そうですね、もちろん一般条項は使えるでしょう。

委員長 一般条項による対処の可能性に加えて、期間制限も導入すべきということでしょうか。

委員 今回の法改正はまさに大改正だと思いますが、今まで検討しているところで法律の条文に書かれるだろうと思われることは、ライセンス契約の当然対抗を初めとして、いわば骨格の部分だけですよ。だから、この制度を運用すると、いろいろな問題が出てきます。

特に裁判所が判断しなければならないことが増えてくるとは思います。そういう制度の運用上の問題は、委員長が言うように、たくさんありますが、ここで細かいことをいろいろ議論していったら、それこそ何時間かけて議論したって解決できません。

制度の骨格としては、こういう方向でいきましょうということをごここで決めるほかない。後は、どういう点に問題がありますねということは指摘しておく必要はあると思いますが、それから先のことは、これで制度を改正した上で考えていきましょうと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

委員長 委員。

委員 職務発明の関係でもよろしいですか。この議論が終わってからにしますか。

委員長 職務発明は入っていたのですか。どこまで切れているのかよくわかりませんが、職務発明も入っていますね。どうぞ。

委員 今の委員の御意見、誠にもったもんですので、そのとおりだと思います。

職務発明制度への、秘密保護手続の整備については継続検討となったわけですが、審議の経過から、その理由とするところは「産業界で十分な検討の時間が取れなかった、したがって、もう少し突っ込んだ検討をしてからにしたい」ということであったと思います。継続審議という場合に、棚上げにしてしまうという場合もあるでしょうが、私自身は制度としては何らかの秘密保護手続があったほうが望ましいと思いますので、是非とも今後の検討をしていただきたいと思います。

委員長 . 権利者の適切な保護につきまして、ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本項目、 のところでありますが、権利者の適切な保護につきましては、本日、各委員からいただきました御意見を踏まえ、必要に応じ修正をした上、報告書（案）に反映していきたいと思っております。

若干指摘があった点を除いたその他の点の方向性については御了解を得られたものと考えますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、本小委員会として、本項目の論点の方向性については御了解いただいたものと認めます。ありがとうございました。

次に、最後でございますが、 . ユーザーの利便性向上について御意見をお願いいたします。

委員。

委員 から まで、これまで議論してきましたけれども、この章立ては便宜上なもので、第 章、活用の促進とございますけれども、すべてにわたって特許権の保護をし、活用して日本のイノベーションの発展に寄与していくと、そういう意味の大改正というふうに理解しております。したがって、今回の報告書案（案）については、これまでも非常に難しい議論でしたけれども、私はこれを是としたいと評価しております。その上で、

. ユーザーの利便性について、1点だけ意見を申し述べたいと思います。それは特許料金の見直しであります。

報告書の性格上、大方針として引下げをすべしということを出したわけでありまして。

これは当然であると思っておりますけれども、実際にこれからどういう引下げが行われるかというのは政府内の調整があると思います。利用者の本当の利便性が向上するような形で、実質的に意味のある引下げが実現できるようにお願いしたいと思っております。

いずれにしましても、冒頭申し上げましたように、紛争のさまざまな手続にしても、権利者の適切な保護にしても、すべてがかかわってくる、全部が総合的に特許の使い勝手をよくして、保護を強化するということにかかわってくるわけでございますので、この報告書案（案）を基に、先ほども何人かの委員がおっしゃっていましたが、実際に運用で示していただくと。運用で何か問題点あるいは、我々がこの段階で詰め切れていない問題については、引き続き、しっかりフォローしていただくというお願いをしたいと思いません。

以上です。

委員長 委員。

委員 今のとも関連いたしますが、前回申し上げた P L T 対応のところ、Due Care につきまして、74 ページの脚注 9 で、「P L T の枠にとらわれず、我が国における救済制度の適切な在り方について、検討を行うべきである」と入れていただきまして、大変ありがとうございます。

私どもといたしましては、今回の検討は、P L T 準拠のためには Due Care なのか、Unintentional であるのかということで、Due Care を採用するところまでは議論したということで理解しておりますので、今後とも引き続き、この脚注の方針に沿って我が国でどういった救済をすべきであるか十分検討を続けていただきたいと思いますと考えております。

こういったところは些細なところではありますが、ともすれば、外国から我が国に出願しようとしているユーザーから見れば、我が国の手続面での要件が非常に厳格であるということで、それならば日本だけはあえて出願しなくてもよいというほうに作用する可能性が否定できないという側面がございます。そういった点で我が国が避けられることなく、我が国に出願が集まってくるように、こういったところは政策的な判断をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

委員長 委員。

委員 料金のところなんです、基本的には賛成ですけれども、実費単価が下がっていると、したがって、下げることだと思います。

基本料金と請求項ベースの料金についての考え方ですが、前から申し上げておりますように、基本的には限界費用がどのくらいかかるかという、その費用を反映させるという考え方が基本になるべきだと思います。中小企業に対する減免措置は結構なんですけど、それは92ページから書いてある話で、91ページも、基本料金のほうを下げる理由として、中小企業への効果が大きいと書いてあるんですけども、基本料金と請求項当たり、どういうふうに下げるかということ考えたときに、コストはどちらがより下がっているかという事実が非常に重要ではないかと思います。基本料金を下げるという方向自体は間違っていないと思うんですけども、なぜそうするかということ考えたときに、審査効率を上げたところが一体費用のどこに反映されているかの事実を踏まえて、もう少し書いていただけるといいかなと思います。この提言の方向は賛成です。

委員長 委員、お願いします。

委員 最後の章のように、グレースピリオドの在り方のところを出願する側にやさしくしたり、料金を安くしたりするというのは非常にありがたいこと、いいことだと思います。特許制度を皆さんに知っていただくという広報活動が少ない感じがします。

せっかく改善したら、皆さんに、「中小企業が安くなって、前よりも出願しやすくなりました」ということだったり、「発表してしまったら特許にならない」という意識づけしてもらったり、特許に対して大学とか中小企業が出しやすくなりましたよということがもう少し広められるといいのかなと感じます。

私はこの小委員会に入っているので認識できますが、大学の関係者ですら、制度が変わっても地方の大学だと知らなかったりすることがあるんですね。せっかく良い方向で制度が変わっていったときに、特許から疎いというか、関係ないと思っている人たちに何とか広報できるようにしていただけると嬉しいです。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最後の の論点については、本日、各委員からいただきました御意見を踏まえ、必要に応じ修正をした上、報告書(案)に反映していきたいと思います。

本項目のその他の論点の若干の御指摘があったところ以外の点については御了解を得られたものと考えますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、本小委員会といたしましては、本項目の論点の方向性については、先ほどの若干の点を除き御了解をいただけたものと認めることにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして報告書（案）に対する議論を終了いたします。

報告書（案）につきましては、本案をもって、今後、パブリックコメントを開始したいと思います。なお、パブリックコメントに付すに当たって、技術的修正などが必要になった場合は、委員長であります私に御一任いただければと思いますが、皆様、御意見ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして報告書（案）に関する議論を終了いたします。

報告書（案）につきましては、本日の議論を踏まえて必要に応じ修正をした上、パブリックコメントを開始したいと思います。以上ということで御一任いただいて、必要な修正を施した上でパブリックコメントに付するという手続を進めさせていただきます。

最後に、今後のスケジュールについて事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

今後、本報告書（案）につきましては、本日御指摘をいただいた点を踏まえ、委員長と御相談の上で必要な修文を加え、パブリックコメントを行わせていただきたいと思います。

次回の特許制度小委員会については、パブリックコメントの後に開催する予定ですが、その具体的な開催日については、委員長と御相談の上、追って御連絡させていただきます。

回りの内容につきましては、パブリックコメントに寄せられた意見などを踏まえまして、再度御議論いただき、最終的に特許制度小委員会の報告書として取りまとめていただくことを予定しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産政策部会第 33 回特許制度小委員会を閉会いたします。

本日も長期間、御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。皆様、お疲れさまでした。

閉 会

以上

- 
- <この記事に関する問い合わせ先>
  - 特許庁総務部総務課制度改正審議室
    - TEL：03-3581-1101 内線 2118
      - FAX：03-3501-0624
    - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)